

(別記1)

農業法人活性化支援機械整備事業

第1 事業の内容

農業法人活性化支援機械整備事業の内容は、農業法人活性化支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第2に定める農業経営の法人化、雇用の拡大、広域連携、集落営農の組織化に取り組む者に対し、経営の多角化・高度化に必要な農業機械等の整備を支援する事業とする。

第2 助成対象者

助成対象者は、次のとおりとする。なお、従前に本事業（農業経営スマート化促進事業を含む。）を実施している事業者が新たな目標に向けて本事業を実施する場合は、従前の事業の目標年度において、成果目標を達成していること。

1 自ら利用することを目的として農業機械を整備する場合

(1) 法人化タイプ

ア 実施要領第2の4に定める農業経営の法人化に取り組む者

イ 法人の経営継承のため、代表を5歳以上若く、かつ65歳未満の者に代表を継承する集落営農法人

(2) 雇用拡大タイプ

別表2の雇用要件を満たし、かつ、以下のいずれかの要件を満たすこと。

ア 実施要領第2の5に定める雇用の拡大に取り組む者

イ 新たに65歳未満の者に30日以上農業に従事させ、後継者育成に取り組む者

ウ 新たに65歳未満の者に3日以上オペレーターとして従事させ、後継者育成に取り組む者

(3) 広域連携タイプ

実施要領第2の6に定める広域連携に取り組む者

(4) 組織化タイプ

ア 第2の2に定める集落営農組織のうち、法人格を有しない集落営農組織の設立に取り組む集落

イ 組織の経営継承のため、代表を5歳以上若く、かつ65歳未満の者に代表を継承する集落営農組織

2 1に掲げる者にリースすることを目的として農業機械を整備する場合

農業協同組合等事業実施主体が認める団体（1に掲げる者と連名で申請するものとする）

第3 事業要件

農業経営活性化支援機械整備事業の実施に当たっては、実施要領第5に定める事業実施要件のほか、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

1 法人化タイプの場合

(1) 事業実施前年度に法人となった又は事業実施年度内に法人となることが確実に見込まれること。

(2) 事業実施前年度に経営継承した又は事業実施年度内に経営継承することが確実に見込まれること。

2 雇用拡大タイプの場合

事業実施前年度又は事業実施年度に雇用の拡大、後継者育成を行っていること。

3 広域連携タイプの場合

事業実施前年度に複数経営体の統合等により法人となった又は事業実施の翌々年度までに複数経営体の統合等により法人となることが確実に見込まれること。

4 組織化タイプの場合

(1) 法人格を有しない集落営農組織を設立して3年度以内の組織又は事業実施年度内に法人格を有しない集落営農組織の設立が確実に見込まれること。

(2) 事業実施前年度に経営継承した又は事業実施年度内に経営継承することが確実に見込まれること。

第4 事業の対象となる取組

1 農業機械の導入により効率的な営農が展開できること。

2 作物の合理的な栽培や品質向上技術等が実践され、生産性の高い営農が確立できること。

第5 事業の対象となる経費

1 事業の対象となる農業機械は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。また、事業の対象となる農業機械が中古機械である場合には、残存耐用年数が2年以上のものであること。

2 原則として、運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、事業計画の提出前に県民局長等と協議を行い、認められたものについてはこの限りではない。

3 個々の事業内容について、事業実施年度内に完了すること。

4 事業費が整備内容ごとに除税額で50万円以上であること。ただし、事業対象とする経営面積のうち、生産緑地が過半を占める場合は、この限りではない。

5 対象となる農業機械については、別表1のとおりとする。

第6 補助上限額等

1 県は、第5に定める事業に要する経費の1/3以内を予算の範囲内において補助するものとする。なお、補助金額については、1千円未満は切捨てとする。

2 助成対象者ごとの補助上限額は、次に定めるとおりとする。

(1) 法人化タイプ 3,000千円

(2) 雇用拡大タイプ 3,000千円

(3) 広域連携タイプ 8,000千円

(4) 組織化タイプ 3,000千円

3 前年度までに公告された地域計画のうち、目標地図に位置づけられている経営体については、1,000千円引き上げるものとする。

第7 管理運営等

- 1 助成対象者は、本事業により整備した農業機械を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 助成対象者は、整備した農業機械について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、事業実施主体に届け出ることとし、事業実施主体は県民局長等に進達するものとする。
- 3 助成対象者は、農業経営に関する様々なリスクへの備えとして、共済に加入できる農業機械を整備する場合は、共済又は他の損害保険等へ加入すること。

また、助成対象者は、事業の申請に係る情報を、兵庫県農業共済組合に提供すること及び兵庫県農業共済組合が当該情報を農業保険の加入推進に利用することに同意すること。(別紙様式 15 号)。

第8 財産処分の手続

- 1 助成対象者は、整備した農業機械について、その処分制限期間内に財産処分(事業の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供すること。)を行う場合は、事業実施主体である市町の交付規則等に基づき、市町の承認を受けなければならない。
- 2 1の場合において、事業実施主体である市町は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、県民局長等の承認を受けなければならない。

第9 リース導入について

第2の2に掲げる者(以下「リース業者」という。)が事業を実施する場合、対象とするリース契約は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1 リース契約に係る基本的事項

リース業者と実施要領別記1の第2の1に掲げる者(以下「利用者」という。)との間において、リース契約の目的、期間、リース料、リース料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止、瑕疵担保、保守・修繕の方法、免責事項等について明記された書面によるリース契約を締結すること。

2 リース期間

機械の耐用年数期間以上のリースを行うこと。

3 災害の報告

利用者は機械の利用について責任をもって行い、災害等により機械に異常が起きた場合は、リース業者に直ちに報告するものとされていること。

4 リース事業者の選定

リース事業者の選定では、過去3ヶ年の会計年度のうち少なくとも1ヶ年において、農業機械に係るリース取扱高(当該会計年度における新規契約高をいう。)の実績を有する者とする。

別表 1 (別記 1 第 5 関係)

事業の対象となる農業機械
栽培管理用機械 田植機 水稲用播種機 管理機 トラクター 付属作業機 マニアスプレッダー 播種機 定植機 GPS ガイダンスシステム (農業用機械に設置するものに限る。) 農薬・肥料散布用ドローン その他栽培管理に必要な機械
収穫作業用機械 コンバイン その他収穫作業に必要な機械
乾燥調製用機械 乾燥機 粃摺り機 石抜機 米選機 色彩選別機 選別計量器 その他乾燥調製に必要な機械
ほ場条件改善用機械 弾丸暗渠機 溝掘機 その他ほ場条件改善に必要な機械
生産管理用機械 管理機 選別機 防除機 その他生産管理に必要な機械
出荷調整用機械 野菜選別機 糖度計 その他出荷調整に必要な機械
なお、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第二条に準ずる建築物については、補助対象外とする。

別表 2 (別記 1 第 2 の 1 (2) 関係)

雇用拡大タイプの雇用の要件

- 1 原則として助成対象者は、新たに雇用する者に対して、労働者災害補償保険に加入させること。
- 2 常時 10 人以上の従業員を雇用する助成対象者にあつては、就業規則を定めている又は定めること。
- 3 事業の対象となる期間より前に雇用関係にないこと。